

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

薩摩川内市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

薩摩川内市長

公表日

令和8年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、市民の健康の保持に寄与するため、予防接種法に基づき、予防接種の実施に係る事務を行う。 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 1. 予防接種の通知 2. 予防接種の記録管理 3. 予防接種の統計業務 4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (1)ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 (2)予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 (3)予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。
③システムの名称	・地域健康支援システム(健康かるて) ・中間サーバー ・Acrocity行政基本 ・MICJET番号連携サーバー ・ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の14の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表の14の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表の14の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険部市民健康課
②所属長の役職名	市民健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政管理部総務課(住所:薩摩川内市神田町3番22号、電話番号:0996-23-5111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康保険部市民健康課(住所:薩摩川内市西開聞町6番10号、電話番号:0996-22-8811)
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、健康からシステムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報を扱うシステムは番号系のパソコンに格納されており、特定された職員のみそのパソコンを保有している。また、システムも個人毎にID・パスワードを設定し、誰でも利用できる環境ではない。そのため、対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害・社会福祉課長 徳留 真理子	障害・社会福祉課長 宍野 盛久	事後	平成27年4月1日付人事異動
平成28年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害・社会福祉課長 宍野 盛久	障害・社会福祉課長 有西 利朗	事後	平成28年4月1日付人事異動
平成29年5月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害・社会福祉課長 有西 利朗	障害・社会福祉課長	事後	文言修正
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	VIリスク対策		平成31年4月1日時点	事後	
令和1年11月1日	I 関連情報	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	II しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	III しきい値判断結果	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	VIリスク対策	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき以下の事務を行う。 ①予防接種の通知 ②予防接種の記録管理 ③予防接種の統計業務	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、市民の健康の保持に寄与するため、予防接種法に基づき、予防接種の実施に係る事	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	地域健康支援システム(健康かるて)、中間サーバー	・地域健康支援システム(健康かるて) ・中間サーバー ・Acrocity行政基本	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠)	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	市民福祉部市民健康課	保健福祉部市民健康課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課文書法制室	行政管理部行政経営課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民福祉部市民健康課	保健福祉部市民健康課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和7年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表の14の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	法令改正に伴うもの
令和7年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3の項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表の14の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表の14の項	事後	法令改正に伴うもの
令和7年12月1日	I 関連情報-9. 規則第9条第2項の適用		項目の追加	事後	様式改正に伴うもの
令和7年12月1日	VIリスク対策 8. 入手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更に伴い追記
令和7年12月1日	VIリスク対策 8. 入手を介在させる作業 判断の根拠		対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要なない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、健康かるてシステムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年12月1日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴い追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式変更に伴い追記
令和7年12月1日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠		特定個人情報取扱システムは番号系のパソコンに格納されており、特定された職員のみそのパソコンを保有している。また、システムも個人毎にID・パスワードを設定し、誰でも利用できる環境ではない。そのため、対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴い追記
令和8年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	行政管理部行政経営課	行政管理部総務課	事後	令和8年4月1日付組織見直し
令和8年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	保健福祉部市民健康課	健康保険部市民健康課	事後	令和8年4月1日付組織見直し
令和8年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部市民健康課	健康保険部市民健康課	事後	令和8年4月1日付組織見直し
令和8年7月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	令和4年2月1日時点	令和8年7月31日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和8年7月31日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年2月1日時点	令和8年7月31日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和8年7月31日	9.監査の有無	[]内部監査	[○]内部監査	事後	特定個人情報保護評価の再実施 令和6年度内部監査実施